

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年5月27日

京都市長 松井 孝治

1 競争入札に付する事項

本件は、設計・施工を一括して入札し、契約するものである。

(1) 工事名

(総合評価) 京都市中央斎場整備工事 ただし、火葬炉設備その他改修工事

(2) 工事場所

京都市山科区上花山旭山町

(3) 工事概要

設計業務、火葬炉設備更新工事、建築工事ほか

(4) 工期

契約の日の翌日から令和14年3月31日まで

(5) 支払条件

前金払	原則として年度ごとに当該年度の出来高予定額の4割以内で行う。 ※ 設計図書で支払年度・金額等を定めている場合は、それによる。
中間前金払	原則として年度ごとに当該年度の出来高予定額の2割以内で行う。 ※ 設計図書で支払年度・金額等を定めている場合は、それによる。 ※ 当該年度内は、部分払を請求した後は、中間前払金を請求できない。
部分払	必要に応じて行う。 ※ 設計図書で支払回数・金額等を定めている場合は、それによる。 ※ 当該年度内は、中間前払金を請求した後は、当該年度末以降に当該出来高予定額に達したときを除いて部分払を請求できない。

(6) 施工方式

本件工事は、単独施工方式、特定建設工事共同企業体(乙型)(以下「共同企業体」という。)による分担施工方式のどちらかを入札者が選択できる。共同企業体を結成する場合の構成員は2者又は3者とする。分担施工方式の工事種目は「機械器具設置工事」、「管工事」及び「建築工事」とし、代表者である構成員は機械器具設置工事業者とする。

2 本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

単独で参加する場合は、(1)に掲げる全ての要件を満たしていること。共同企業体の場合は、(2)に掲げる全ての要件を満たしていること。ただし、単独で参加する者は、本件工事に係る共同企業体の構成員になることはできない。

(1) 単独で参加する者の資格要件

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、一般競争入札有資格者名簿(工事に登載されている者又は令和7年9月2日付け京都市告示第363号に定める資格の審査の申請を行い、資格を有すると認められた者(以下「名簿未登載WTO有資格者」という。))のどちらかであること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、機械器具設置工事業の建設業許可を受けていること。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、単独又は共同企業体の構成員として

元請け受注した1件の工事で、次の全ての要件を満たす施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(7) 国、地方公共団体、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定する特殊法人等、高速道路株式会社、公益法人、地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社又は国立大学法人のいずれかが発注したものであること。

(イ) 平成23年度以降に完成したものであること。

(ウ) 工事内容に6基以上の新たに火葬炉設備を設置する工事（以下「新設工事」という。）又は既存の火葬炉設備を撤去のうえ、新たな火葬炉設備を設置する工事（以下「取替工事」という。）が含まれること。

エ 次の全ての要件を満たす機械器具設置工事業に係る技術者を1名配置すること。

(7) 雇用関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ・ 入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
--

(イ) 下請金額による監理技術者・主任技術者の別

下請金額（税込）	監理技術者・主任技術者の別
5千万円以上 （建築一式工事では8千万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者を配置すること。 ※ 特定建設業許可を受けていること。 ※ 監理技術者講習を修了していること。
5千万円未満 （建築一式工事では8千万円未満）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者を配置すること。

(ウ) 契約金額による専任・兼任の別

契約金額（税込）	専任・兼任の別
4千5百万円以上 （建築一式工事では9千万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者を専任で配置すること。（他の工事等に配置できない。） （準備期間、工場製作のみが行われる期間として設計図書・打合せ簿等により専任を要しないとされた期間、完成検査後の後片付けのみの期間等を除く。） ※ 本件では、監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任はできない。 ※ ICTの活用、連絡員の配置、下請3次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円（建築一式工事では2億円）未満の2時間程度で移動可能な2工事等を技術者が兼任できる。 ※ ICTの活用、連絡員の配置、下請3次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円（建築一式工事では2億円）未満の2時間程度で移動可能な1工事等（技術者）と営業所（営業所技術者）を兼任できる。 ※ 一体性が認められる建築物・工作物に係る複数の工事等を技術者が兼任できる。 ※ 密接し（建築物・工作物に一体性若しくは連続性が認められ、又は相互に調整を要する）近接した2程度の工事等を主任技術者が兼任できる。

※ 詳しくは、建設業法等の法令、国土交通省ホームページ等を参照すること。

オ 技術者の確実な配置を確保するため、入札参加資格確認申請日において、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）に応じて、次の要件を満たすこ

と。

入札金額×1.1	他の工事等への配置状況 (☑があるもの)
4千5百万円以上 (建築一式工事では9千万円以上)	<input type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日において他の工事等に配置していないこと。 <input type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日においては、他の工事等への配置状況を問わない。

カ 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

キ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 公告日から開札日までの間において、行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

(イ) 公告日から開札日までの間において、契約課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

ク 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する場合

a 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合

a 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 指名委員会等設置会社の執行役

(c) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) その他業務を執行する者であって、(a)～(c)に掲げる者に準じる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア)又は(イ)と同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

(2) 共同企業体で参加する者の資格要件

ア 競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、全ての構成員が京都市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者又は名簿未登載WTO有資格者のどちらかであること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、代表者である構成員が機械器具設置工事業、他の構成員は必要な建設業許可を受けていること。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、代表者である構成員が単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した1件の工事で、次の全ての要件を満たす施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(ア) 国、地方公共団体、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定する特殊法人等、高速道路株式会社、公益法人、地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社又は国立大学法人のいずれかが発注したものであること。

(イ) 平成23年度以降に完成したものであること。

(ウ) 工事内容に6基以上の火葬炉の新設工事又は取替工事が含まれること。

エ 代表者である構成員は機械器具設置工事業に係る技術者を1名配置し、代表者でない構成員は、本件に適した工事業に係る技術者を1名配置（3者の場合は1名ずつ配置）し、それぞれ次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 雇用関係

3(1)エ(ア)に同じ。

(イ) 下請金額による監理技術者・主任技術者の別

下請金額（税込）	監理技術者・主任技術者の別
5千万円以上 （建築一式工事では8千万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者である構成員は、監理技術者を配置すること。 ※ 特定建設業許可を受けていること。 ※ 監理技術者講習を修了していること。 ・ 代表者でない構成員は、国家資格を有する主任技術者を配置すること。
5千万円未満 （建築一式工事では8千万円未満）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ウ) 契約金額による専任・兼任の別

3(1)エ(ウ)に同じ。

オ 技術者の確実な配置を確保するため、入札参加資格確認申請日において、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）に応じて、次の要件を満たすこと。

入札金額×1.1	他の工事等への配置状況（☑があるもの）
4千5百万円以上 （建築一式工事では9千万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日において他の工事等に配置していないこと。 <input type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請日においては、他の工事等への配置状況を問わない。

カ 全ての構成員は、本件に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

キ 全ての構成員は、公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

ク 全ての構成員は、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 公告日から開札日までの間において、行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）

が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

(イ) 公告日から開札日までの間において、契約課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

ケ 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と別の共同企業体の構成員が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

(ア) 資本関係

3 (1) ク(ア)に同じ。

(イ) 人的関係

3 (1) ク(イ)に同じ。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

3 (1) ク(ウ)に同じ。

コ 結成方法

自主結成とし、構成員の重複は禁止する。ただし、同時期に発注する他の入札に係る共同企業体の構成員になることは妨げない。

サ その他

(ア) 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市に使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

(イ) 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札者は、次の入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 建設業許可通知書又は許可証明書の写し（共同企業体の場合は、すべての構成員のもの）

ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているもの）の写し（共同企業体の場合は、すべての構成員のもの）

エ 施工実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した施工実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

オ 技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載した技術者配置予定調書を提出すること（共同企業体の場合は、すべての構成員のもの）。

本件では、入札時点で技術者を特定できない場合は、候補として最大3名分（共同企業体の場合は、構成員ごとに最大3名分）提出できる。落札した場合には、議会の議決の日（現時点では令和8年11月上旬を想定している。）付け本契約締結時に、1名（共同企業体の場合は、構成員ごとに1名）に特定すること。

技術者配置予定調書には、技術者の資格及び雇用関係を証明できる次の書類を添付すること。

技術者が監理技術者資格を有する場合	・ 監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し ※ 裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、
-------------------	---

	これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者資格を証明できる書類の写し等 ・ 雇用関係を証明できる書類の写し等

また、配置予定の技術者の他の工事等（発注者を問わない。）への配置状況を本調書及びコリンズで確認し、入札参加資格に関する事項の項で前述した専任・兼任等の要件を満たしているか否かを判断するため、コリンズで確認できない場合は、確認できる他の書類を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載した者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への変更であるときに限る。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

(7) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(4) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

カ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）（別紙様式）の写し

キ 委任状（該当者のみ）

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で入札参加資格確認申請書等を提出する場合のみ。

ク 返信用封筒（該当者のみ）

入札参加資格の確認結果の郵送を希望する場合のみ。

封筒の表に返信先を記載し、書留郵便等に必要な切手を貼付すること。ただし、郵便料金の不足や郵便事情等により到着が遅れ、又は届かなかつた場合等、入札者に不利益が生じたとしても、本市は一切の責めを負わない。

(2) 入札参加資格確認申請書等及び総合評価に係る技術資料（営繕工事の場合は技術提案書）等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものと総合評価に係る技術資料（営繕工事の場合は技術提案書）等について、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」に公告と併せて掲示するので、A4判で使用すること。

（「京都市入札情報館」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

次のア又はイの方法で提出すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者（以下「インターネット利用者」という。）は公告日から令和8年6月11日（木）まで（ただし、正午から午後1時までを含む。）に、ワード、エクセル（Office 最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして、京都市電子入札システムに添付して送信すること。

なお、共同企業体の場合は、代表者である構成員のカードで行うこと。

上記の方法で提出できない事情がある者は、令和8年6月11日（木）午後5時までに書留郵便等で契約課に必着させ、又は持参すること。

イ 京都市から入札端末機利用者カードの交付を受けている者（以下「端末機利用者」という。）

及び名簿未登載WTO有資格者は、令和8年6月11日（木）午後5時までに書留郵便等で契約課に必着させ、又は持参すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、令和8年6月16日（火）までに電子入札システム等で通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

本件入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、令和8年6月23日（火）午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課まで提出すること。

5 入札方法等

本件入札は、総合評価方式（特別簡易型）により行う。詳細は、落札者決定基準による。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

なお、共同企業体の場合は、共同企業体の代表者である構成員のカードで行うこと。

ア インターネット利用者は、インターネットを利用して入札データを送信すること。

イ 端末機利用者は、契約課内の入札端末機を使用することにより入札データを送信すること。

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の1時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 入札者は、公告日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のどちらかの方法により、設計図書等を入手し、積算すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより設計図書等をダウンロードして入手すること。（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。）

なお、インターネット利用者も、京都市電子入札システムにより複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入できる。

イ 端末機利用者は、契約課内の入札端末機により複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入すること。

（設計図書等の販売業者）

ビジネスサービス株式会社

京都市伏見区竹田久保町2番地の96-2

（午前9時～正午、午後1時～6時、電話075-645-2212）

想定販売金額 3,650円

(3) 入札を行う者は、次のどちらかの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

工事名、入札者名を記載し、次のレベルで記載すること。

土木積算基準の場合	本市の設計内訳書の工事区分～種別に相当する内訳（細別は不要） ※ 「直接工事費」の次に「うち材料費」「うち労務費」を、「現場管理費」の次に「うち法定福利費の事業主負担額」「うち建退共制度の掛金」を、「工事原価」の次に「うち安全衛生経費」も記載すること。 なお、行を挿入することが困難である場合等は、余白や別紙に記載しても差し支えない。
建築・設備積算基準の場合	本市の工事内訳書の工事費内訳～中科目に相当する内訳（細目別は不要） ※ 「直接工事費」の次に「うち材料費」「うち労務費」を、「現場管理

	<p>費」の次に「うち建退共制度の掛金」「工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額」「工事原価のうち安全衛生経費」も記載すること。</p> <p>なお、行を挿入することが困難である場合等は、余白や別紙に記載しても差し支えない。</p>
--	--

※ 詳しくは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則、国土交通省ホームページ等を参照すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号、工事名及び「入札資料在中」などと記載して、入札期間内に書留郵便等で契約課に必着させ、又は持参すること。

(4) 落札価格は、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札参加資格確認申請書等の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等は、入札書の提出前に限り辞退することができる。この場合、インターネット利用者は入札期間中に電子入札システムにおいて辞退届を提出し、インターネット利用者以外は、入札期間及び開札予定日時等の項で後述する入札期間の最終日の午後5時までに入札辞退届（任意様式）を契約課にメール、FAX等で提出すること。

(7) 予定価格等

予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

なお、低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を適用しない場合は最低制限価格）の算定に当たっては、入札を総合評価方式で行わない場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じない。

また、失格基準価格は、低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする。

(8) 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」（別紙エクセル様式）を次の送信フォームにそのまま添付して次の期限までに提出すること。

（送信フォームのURL）

<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/kyotocityhall-kouji-shitsumon>

ア 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時まで

イ 回答の公表期間

令和8年7月10日（金）午前11時から入札期間の最終日まで（ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。）「京都市入札情報館」に公告と併せて掲示する。

なお、質問がなかった場合においても、その旨を掲示する。

ウ 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、回答しない。

- (7) 質問の締切りを過ぎてから契約課に到達したもの
- (8) 指定した様式を用いていないもの
- (9) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (10) 営繕工事における参考数量を記載した図書に関するもの（当該図書に回答しない旨の記載がない場合は回答する。）
- (11) 営繕工事以外で概略発注方式を試行している場合の「概略発注工」の率の算出や内容、金額に関するもの
- (12) 質問内容が読み取れないもの
- (13) 当該入札に直接関係のないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

6 総合評価の手續

総合評価は、次の手續により行う。

(1) 技術提案書の提出

令和8年7月21日（火）午後5時までに書留郵便等で契約課に必着させ、又は持参すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術提案書の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札を無効とする。

(3) 技術提案書の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

7 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格を有すると認められた者（(1)～(3)にあつては、共同企業体の構成員を含む）が落札決定までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札方法等の項で前述した通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

- (1) 入札参加資格に関する事項の項で前述した要件を満たさなくなったとき。
- (2) 京都市から競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (3) 契約課が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。
- (4) 総合評価の手續の項で前述した技術提案書について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等の記載漏れがない技術提案書を提出しなかったとき。

なお、技術提案書を提出しない場合は、入札参加資格確認の取消しと併せて競争入札参加停止措置を行う。

- (5) その他特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

8 入札期間及び開札予定日時等

(1) 入札期間

令和8年8月4日（火）、5日（水）及び6日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札予定日時

令和8年8月7日（金）午前9時以降

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ失格基準価格以上で入札を行った者のうち、技術提案書の評価による得点

を入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度に基づく調査の結果、適格となったときにのみ、その者を落札者とする。

なお、総合評価の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内かつ失格基準価格以上で入札を行った他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする可能性がある。

また、予定価格の範囲内かつ失格基準価格以上で総合評価点と同じ者が2者以上ある場合は、その者の価格が同じときは開札時に電子くじにより、その者の価格が異なるときはくじにより落札者を決定する。

(4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において、総合評価点の最も高い者が低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、価格及び総合評価点の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類又は調査辞退届（「京都市入札情報館」参照）を令和8年8月12日（水）午後3時までに契約課に持参し、提出しなければならない。（入札参加資格確認申請書において調査を辞退する旨を表明した場合は、直ちに調査辞退として扱うため、改めての提出は不要）

なお、当該期限までに提出されないときは、競争入札参加停止措置を行う。

また、調査基準価格以上の価格で入札を行った者（予定価格を超過した者を含む。）については、入札辞退届の提出を認める。

(5) 低入札価格調査を経て契約した場合の特別措置

本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、次の特別措置を講じる。

ア 契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日まで（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日まで）、契約課が実施する同じ種目の入札（共同企業体による入札を含む。）には参加できない。

イ 支払条件の項で前述した前金払の「4割」を「2割」と読み替えるとともに、中間前払金の支払対象外とする。

ウ 本来の配置予定技術者に加えて、入札参加資格に関する事項の項で前述した条件を満たす技術者を補助技術者として専任で1名追加配置すること。契約の相手方となる者が共同企業体である場合は、構成員ごとに1名を専任で追加配置すること。（技術者配置予定調書を技術者ごとに最大3名分まで作成することができる場合で、複数名分を作成し提出している場合は、その中の1名を補助技術者としても差し支えない。）

なお、当該補助技術者の追加配置が可能であることを低入札価格調査において確認できないときは、入札を無効とする。

(6) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより通知する。

イ 落札者が端末機利用者である場合又は郵送等により入札を行った者である場合
電話により通知する。

(7) 落札者以外の入札者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより通知する。

イ 端末機利用者及び郵送により入札を行った者である場合

落札者を決定した日の翌開庁日から、来庁又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。

(8) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者決定後に契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(9) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）に、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

9 再度入札に関する事項

(1) 開札及び入札者の辞退（低入札価格調査辞退又は入札辞退）の結果、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の有効な入札がないときは、再度入札を1回限り行う。ただし、再度入札に参加できる者がいないときは、行わない。

(2) 再度入札を行う場合は、京都市電子入札システムにより再度入札に参加できる者に次の事項を通知する。（端末機利用者には、電話により通知する。）

ア 再度入札の入札期間（現時点では当初入札の開札日の翌開庁日の午前9時から午後3時までを予定している。）

イ 再度入札の開札予定日時（現時点では当初入札の開札日の翌開庁日の午後4時以降を予定している。）

ウ 当初入札において予定価格を上回り、予定価格に最も近かった入札金額

(3) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者（失格基準価格を下回る金額で入札を行った者を含む。）

ウ 当初入札において低入札調査を辞退した者又は入札を辞退した者

(4) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。

(5) 再度入札においては、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

(6) 再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を要する。保証金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上（金融機関又は保証事業会社と契約保証契約の予約を行う場合は同100分の10以上）とする。ただし、京都市契約事務規則第7条の2第1項第1号から同項第6号までに掲げる国債その他の有価証券等の提供又は同項第7号に掲げる金融機関の保証をもって代えることができる。また、保険会社と入札保証保険契約を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を行った場合は、免除する。

納付する場合は、事前に契約課で納入通知書の交付を受け、金融機関で入札保証金を納付したうえで、領収書の原本を入札参加資格確認結果通知日から入札期限までに契約課に持参して提出するか書留郵便により必着させること。また、有価証券等の提供、金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証契約の予約を行った場合は、それを証する書面の原本を入札期間終了までに契約課に持参して提出するか書留郵便により必着させること。ただし、保証等の期間は入札初日から令和8年11月6日までとすること。

これらの提出がない場合は、入札を無効とする。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は、契約金額（税込）の100分の30以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

11 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

12 議会の議決に付すべき契約

当該請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、まず仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

なお、落札者は、次の事項に留意すること。

(1) 落札者が仮契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当する。この場合において、入札保証金又はそれに代わる担保を本市が預かっているときは、入札保証金のうち入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5に相当する部分は本市に帰属するものとし、入札保証金を免除しているときは、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

なお、議会の議決があるまでに、技術者配置予定調書に記載した者が死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない理由がないにもかかわらず、工期に専任で配置できないことが判明した場合にも、契約辞退とみなし、当該仮契約を解除し、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(2) 仮契約を締結した後、議会の議決を得るまでに、仮契約の相手方が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条の2に該当した場合は、当該仮契約を解除する。この場合において、同要綱第2条の2第1号に該当したことを理由として仮契約を解除したときは、仮契約の相手方は、本市に対し、仮契約金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(3) (1)又は(2)に該当した場合は、競争入札参加停止を行う。

13 労務費ダンピング調査の実施

落札者の決定後、次のとおり労務費ダンピング調査を行う。ただし、低入札価格調査を経て落札者となった場合を除く。

土木積算基準の場合	入札者の積算内訳書の直接工事費の額が本市の設計内訳書の直接工事費の額に0.97を乗じた額を	下回らないとき	労務費ダンピング調査を行わない。
		下回るとき	労務費ダンピング調査（下回った理由の聴取）を行う。 ※ 理由の聴取に応じない場合又は下回った理由が合理的でない場合は、国土交通省（建設Gメン）に情報提供する。
建築・設備積算基準の場合	入札者の積算内訳書の直接工事費の額が本市の工事内訳書の直接工事費の額に0.9を乗じて0.97を乗じた額を	下回らないとき	労務費ダンピング調査を行わない。
		下回るとき	労務費ダンピング調査（下回った理由の聴取）を行う。 ※ 理由の聴取に応じない場合又は下回った理由が合理的でない場合は、国土交通省（建設Gメン）に情報提供する。

14 その他

- (1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本件入札に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）が次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が非落札者に本件工事を下請負させること。
 - イ 非落札者が契約者から本件工事を下請負すること（2次以降の下請負で契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
 - ウ 契約者が非落札者に本件工事に係る設計業務を委託すること。
 - エ 非落札者が契約者から本件工事に係る設計業務を受託すること（再受託、再々受託等で契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (6) 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。ただし、契約金額（税込）が1,500,000円未満である場合を除く。
- (7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (8) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか、関係法令等による。
- (9) 本件の受注者は、「労働関係法令遵守状況報告書」（「京都市入札情報館」に掲載した様式）を京都府・市町村共同電子申請サービスに添付し、遅くとも契約締結後2か月以内に提出すること。ただし、下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。
（京都府・市町村共同電子申請サービスの送信フォームのURL）
https://apply.e-tumo.jp/city-kyoto-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=174
- (10) 本件の受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める旨を宣言する文書（「京都市入札情報館」に掲載した様式）又は「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度で認証、認定、表彰等を受けたことを証明できる認定書等の写しを京都府・市町村共同電子申請サービスに添付し、遅くとも契約締結後2か月以内に提出すること。
（「きょうとSDGsネットワーク」のURL）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000295638.html>
（京都府・市町村共同電子申請サービスの送信フォームのURL）
https://apply.e-tumo.jp/city-kyoto-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=175

15 Summary

- (1) Subject of Contract:
Replacement work of Cremator for Kyoto City Central Crematorium
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :
5:00 p.m. 11 June, 2026
(By post : 5:00 p.m. 11 June, 2026 * Must arrive)
- (3) Time-limit for the submission of tenders :
5:00 p.m. 6 August, 2026

(4) Contact point for the notice: Contract Administration Section,
Asset Management and Contract Administration Department, Administration
and Finance Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan
Phone 075-222-3313

(5) Inquiries will only be accepted in Japanese.

(行財政局管財契約部契約課)